

川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する
条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 10 月 15 日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市規則第79号

川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する
条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する
条例施行規則（平成２７年川崎市規則第７９号）の一部を次のように改正する
。

第２条第５項を削る。

第３条第１項第１号中「生活保護法」の次に「（昭和２５年法律第１４４号
）」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。